

秘密法は廃止に！ 共謀罪は廃止に！

秘密法と共謀罪に反対する愛知の会
(旧 秘密保全法に反対する愛知の会)

極秘通信

26号 2017年12月10日発行

【Tel】 052-838-8795
【Fax】 052-838-8796
【Eメール】 no_himitsu@yahoo.co.jp
【ブログ】 http://nohimityu.exblog.jp/
【Twitter】 https://twitter.com/himitsu_control
【facebook】 https://www.facebook.com/nohimityu

10月に行われた衆議院総選挙は、「自公大勝」と報道されたが、それは選挙制度によって歪められた「民意」の上に立つ砂上の楼閣にすぎない。比例区で自民党に投票した有権者は、投票者の3分の1(有権者全体の18%弱)にとどまったにもかかわらず、同党は全議席の6割以上を獲得し、その結果、与党が3分の2を超える議席を確保した。私たちは一方で、与党だけで改憲の発議に必要な議席を有しているという現実を直視するとともに、他方、それは決して国民の声を反映したものではないという事実にも目を向けなければならない。

選挙を目前に控えた小池新党の登場と、詐欺まがいの手法による民進党の事実上の解体劇は、客観的に見れば、安倍改憲を許さない野党共闘の分断を謀るものであり、それは半ば成功し、半ば失敗した。すなわち、一方で、与党の議席に、排除の論理で改憲補完勢力たることを顕わにした「希望の党」と、その結果、存在意義を失って風前の灯火となった維新の会を合わせるのと、実に8割を超える衆議院議員が「改憲勢力」となった。しかし、他方で、「安倍改憲NO!」の受け皿となるべく立ち上がった立憲民主党は、緊急の立憲にかかわらず急速に支持を伸ばし、「希望の党」をしのいで野党第一党となった。立憲野党の分断をもくろむ狡猾な策略に対し、共闘を求め市民に依拠してギリギリのところを踏ん張り、「立憲民主党はあなたです!」「見返りは民主主義」といっ

た名言を参照)、共産・社民の議席と合わせて、衆議院で改憲に抗する足場を築いたことは重要である。総選挙の「結果」を受けて、改憲への動きが加速しているが、衆参両院で発議要件をクリアした「改憲勢力」も、憲法のどこをどう変えるかという具体的論点で一致しているわけではない。現在、9条の1項・2項をそのままにした上で自衛隊を明記する「9条加憲」がクローズ・アップされており、提案する側は「現状を書き込むだけ」と主張するが、これは国民の支持をとりつけるための詭弁である。戦力の保持を禁じた9条2項は、軍事に歯止めをかける最強のブレーキであり、これを緩めるために、自民党政府は「解釈改憲」を積み重ねてきた。まず、「自衛のための必要最小限度の実力」は「戦力」には当たらないとして「自衛隊」を合憲化し、さらに安倍内閣は、日本が攻撃されてい

ないにもかかわらず「自衛隊」が海外で戦争できるようにする集団的自衛権の行使をも「合憲」とした。2項を残す「9条加憲」は、ブレーキ自体を取り外すものではないが、すでにユルユルにされてしまったブレーキを事実上無力化するものといえる。「自衛隊」が憲法上正面から認められる結果、海外での戦争を含む「安保法制」を違憲とするのが難しくなるだけでなく、軍事費はますます増大し(反面、福祉予算が削られ)、軍事が日常生活や教育の場面に手を振って浸透することが予測される。こうした国家・社会の軍事化を招く改憲を押しとどめるのは、総選挙時にも見られた「安倍改憲NO!」を求める市民の力である。すでに三千万署名など、安倍改憲阻止に向けた共同の取り組みが始まっているが、この声を社会のすみずみにまで広げて、砂上の楼閣を突き崩そう。

安倍内閣の暴走を止めよう 11・19集会とデモ
安倍9条改憲を絶対に阻止しよう!
3000万署名を成功させよう!の意気高く
会員・加藤けい子



改憲を阻止するために「安倍9条改憲NO!」あいち市民アクション」に結集し、3000万署名を達成しよう。9条壊すな!戦争反対!戦争する国絶対反対!栄の繁華街を元気にデモ行進。一緒にコールする若者、笑顔を向ける市民。国会では改憲勢力が多数ですが、市民は9条壊すな!戦争反対!なのだと思信しました。

街頭宣伝活動に参加してください
月に1度 栄メルサ前
日程はメールでお知らせ
どうか皆さんも勇気を出して一歩踏み出してみませんか



安倍9条改憲NO! あいち市民アクション
キックオフ集会
講演: 香山リカさん
12月17日(日) 500円
14:00~16:00
名古屋市教育センター
名鉄神宮前駅南へ5分
地下鉄伝馬町駅2番出口北へ5分

お知らせ
好評発売中
中谷雄二講演録
「共謀罪―ひるむな、萎縮するな 今こそ憲法を武器に闘おう!」
カンパ: 200円
当会の講演会、学習会等で販売しています。
お問い合わせは事務局まで

事務局便り
政治の話をしませんか
まず家族でお茶をのみながら始めましょう。
病院の待合室では医療費のことを。福島の話が出たら、岩倉市では20年前からヨウ素剤を備蓄しているそうよ、と。
ランチの時は、思いきって遺伝子組み換えと種の話。
学校の集まりではヨーロッパ諸国では大学まで授業料無料よ、と。家事負担に不満の人には力を入れて伝えましょう。
女性の議員比率が高いほど民主主義の度合いが高く、軍事費の割合が低いよ、と。
秘密保護法、共謀罪と、生活の中で政治の話がボンボン出せたら、楽しくありませんか。
沈黙からは光は見えません。
若者に選挙に行くって、カッコイイよと伝えましょう。棄権は命の危険につながりかねません。
会員・岩田朝子

秘密法と共謀罪は廃止！連続学習会
第一回
「秘密法と共謀罪で肥大化する権力」
事務局次長・中川匡亮

11月7日ウイルあいちにて、表記のタイトルで、清水勉氏と新海聡氏を講師にお招きして学習会を開催しました。

はじめに新海氏が秘密保護法法令協議情報開示訴訟の事件報告を行いました。この訴訟において国は、当初は不開示の理由を「不当な混乱を招く」としていましたが、後になって「外交上の信頼関係」にすり替えました。「外交上の秘密」を持ち出されると司法は大



情報開示に関心を訴える新海さん

きく後退して政府の判断を尊重するようになる、と裁判所の姿勢を批判しました。訴訟は最高裁において敗訴してしまいましたが上程するまでは何も情報を出さず、上程してからは強行採決という共謀罪の際にも取られた手法が慣例化しないよう、今後も情報公開を求めていくので、皆様も情報開示に関心を持ってほしいと締めくくられました。

続いて清水氏から、公安警察の現状に関するご報告を頂きました。

刑事警察と公安警察はその性格が大きく異なることに触れ、公安警察は犯罪の発生を前提とせず、狙った人たちの個人情報や日常的に収集しており、しかも公安を規律するルールが公表されていないとされました。



公安警察の無法ぶりを語る清水さん

公安の行為の違法性を指摘すると、公安は、警察法2条1項を持ち出してくるが、警察法は、警察の組織を定めた組織法に過ぎず、具体的な権限は何も記載されていない。同条から、公安の権力が次々と出てくるのであれば、まさに無法であると批判しました。

結論として、公安は検察、弁護士、裁判官のチェックを受けることもないので、秘密保護法や共謀罪、東京オリンピックに伴う警備強化などは、見えないところでさらに公安の権力を肥大化させると懸念を表されました。

引き続き清水氏と新海氏の対談が行われました。

対談の中で、各官庁は公文書を破棄すべきではなく、永年保存し、公開情報と非公開情報の境界が曖昧で政府はそのグレーな部分を利用して情報を隠そうとしていること、顔認証など監視カメラの機能が向上している一方で監視カメラを規制する法律が存在しないことなどについて意見交換がされました。

共謀罪に関しては、同罪の立件のためには対象人物の内心を暴きその生活歴を洗い出すという捜査を行う必要がある、刑事警察は戸惑っている一方で、公安警察は共謀罪のための捜査という口実ができたので使いやすいとの意見が清水氏から出されました。そのためGPS捜査を行うためには新たな立法が必要であるとされた最高裁判決の考え方を公安の仕事にも適用すべきだとされました。

そして、公安がどのような情報を集め、どのようなデータベースを作っているか検証する手段がないため市民も自分の情報がどのよ



秘密法と共謀罪は廃止！連続学習会
第二回
「秘密法と共謀罪で奪われる権利」
会員・浅井みどり

11月21日(火) 講師に長峯信彦さん(愛知大学教授)をお招きして学習会をおこないました。平日の夜にもかかわらず会場のウイルあいちセミナールームには80名の方が参加されました。長峯さんは「監視社会と私たちの尊厳」―奪われゆく『心の自由』と『表現の自由』―をテーマに話されました。

1 憲法13条(個人の尊厳)は大切な条項で、日本国憲法の根源にあるのは「個人の尊厳」という大切な原則。

憲法上の基本的人権の自由権の思想。良心の自由、表現の自由等の精神的自由は厚く保障されている。

2 式典・儀礼を利用して、同調圧力を醸成して行われる国旗敬礼や国歌斉唱は「心の監視」。少数は押しつぶしていいという多数派による専制はいけない。

3 マスメディアの自主規制によるべきだが、個人特定可能情報が真に必要なか？
又、憲法の「個人の尊厳」に基づく自己決定権には、自己情報コントロール権が含まれる。ネットの「検索機能」強制遮断を要求できる権利等の「忘れてもらう権利」の早急な確立を。

4 表現の自由の「個人VS国家」という原理的視点として、1989年アメリカの連邦最高裁の「国旗焼き棄て行為は政治的なメッセージを有した抗議表現で



ユーモアを交え講演する長峯さん

あるから、表現の自由として憲法上の保障が及ぶ」との判決がある。又、知る権利・報道の自由は大切だが、戦前マスメディアが侵略戦争へ国民を駆り立てた「メディア企業」の自由」に注意。

5 自民党の第二次改憲案は「個人として」が「人として」尊重されると「個人の尊厳」概念の大幅な改変。憲法は、個人の権利を守る為に国家権力を縛る、最高の法規範。

6 特定秘密保護法で自衛隊の装備や軍事費を「特定秘密」指定すれば、税金の使途を隠蔽し国民の知る権利を阻害。政府に都合の悪い情報を「特定秘密」化すれば、半永久的に国民の目から遠ざけることができる。(アメリカでは、期日が過ぎたら原則「秘密指定解除、公開」)

罰則の厳罰化による取材・調査・研究の自粛効果等々、行政権が強大な権力を掌握し、憲法と国会を通じて主権者が政府をコントロールするという憲法の根幹「国民主権」原理は絵にかいた

餅となる。

7 「実際に行ったこと」を処罰する刑事処罰の原則を踏み越え、その相談・共謀それ自体を処罰。何が「組織的犯罪集団」かの認定と、どの時点でその団体が「組織的犯罪集団」に「一変した」かの認定は、非常に曖昧で恣意的となる恐れが大。極めて広い範囲に渡って捜査権限が濫用される恐れがある。普通の日常の行為まで「テロの準備行為」とみなされ、無限大に拡大してしまう恐れがあるなど、共謀罪には大きな問題点がある。

8 同一性醸成のため、心・情報・表現を監視し、同調圧力を強める社会で「最大の被害を被る人々」は、覚悟と勇気を持って市民運動をする人々を、遠巻きに見て「危ないから近づかないほうが良さそう」と



公判報告する住民の方



80名の方が真剣に耳を傾ける

自ら「多数派」という思考停止の安全圏に入り込んでしまう人々である。

講演に先立って「白龍町マンション建設暴行事件」が、でつち上げによる弾圧であることが、この日の午後の公判で明らかになったと住民の方から報告されました。

そして最後に「秘密保護法や共謀罪は戦争をするための治安立法だ。みなさん、一緒に闘っていきましょう」という共同代表・中谷雄二さんの挨拶に勇気をもたらしました。